産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

【資料1】料金体系

第2回 令和3年6月14日





目次

1. 前回ご指摘いただいた点について

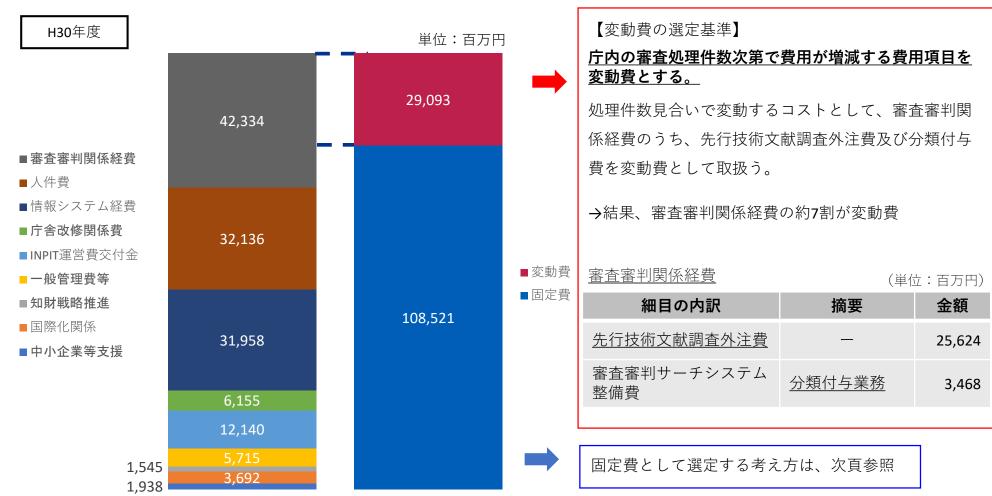
- 2. 歳出構造
 - 2. 1. 剰余金・増収額(投資計画、リスクバッファー)
- 3. 今後の料金体系
 - 3.1. 現行の料金
 - 3. 2. 料金弾力性
 - 3. 3. 料金設定に関する論点
- 4. 今後必要な対応
 - 4.1. 料金改定後のフォローアップ

1. 前回ご指摘いただいた点について

全庁コストの固定費・変動費分析

137,614百万円

• 全庁コストを固定費/変動費に分けると、以下のとおり。



全庁コストの固定費・変動費分析

• 庁内における審査処理件数に関係なく発生する費用を固定費とする考え方をベースに固定費を選定

単位	:	百万円

	単位:白万円	
固定費	108,521	
人件費	32,136	
審査審判関係経費 (先行技術文献調査外注費・ 分類付与費除く)	13,241	
情報システム経費	31,958	
一般管理費等	5,715	
INPIT運営費交付金	12,140	
知財戦略推進	1,545	
国際化関係	3,692	
中小企業等支援	1,938	
庁舎改修関係費	6,155	

備者(固定費として選定する考え方)

- 審査処理件数に関わらず、人件費は定常的に発生するコストであるため。 (人員数は簡単に増減できない前提)
- 先行技術文献調査外注費・分類付与費以外(中国特許文献の解析事業、非特許文献検索データベースの使用料等)については、審査処理件数に連動しないコストであるため。
- 情報システム経費は、庁内での業務を行う上で必要不可欠なシステムに係るコストであり、審査処理件数に連動しないコストであるため。
- 特許庁を運営していく上で必要不可欠なコストであり、審査処理件数に連動しないコストであるため。
- INPIT運営費交付金は、知財に関する情報提供や知財関連人材の育成等のために使用される費用であり、審査処理件数に連動しないコストであるため。
- 国内・海外の知財制度全般の維持・向上のために使用される、政策的な費用であり、 審査処理件数に連動しないコストであるため。

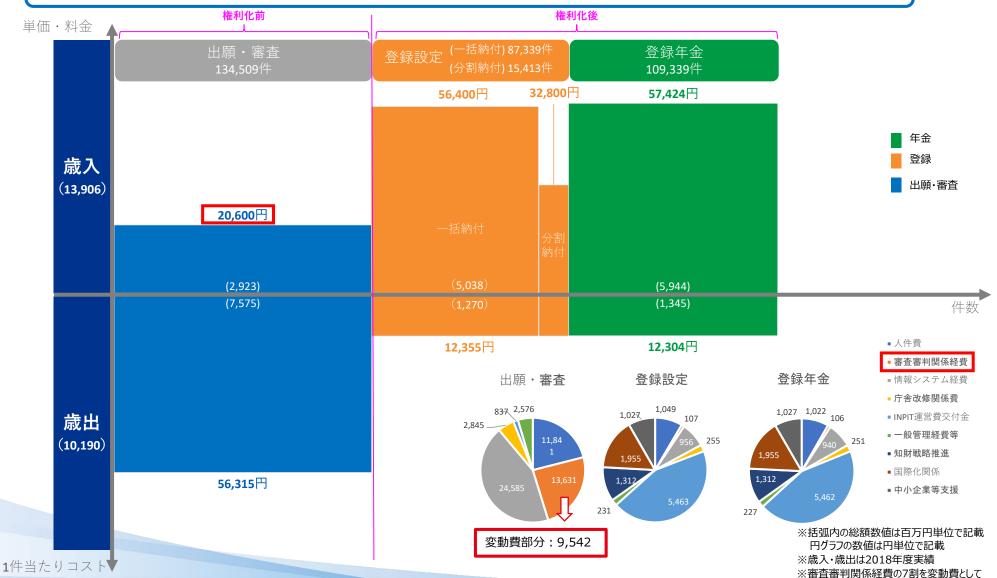
● 審査処理件数に連動しないコストであるため。

手続ごとの収支比較(特許)

権利化後の費用で全体の収支がバランスされている。変動費については、手続ごとの料金で概ね賄われている。 4 年金 登録 審査請求 権利化前 権利化後 出願 料金 審査請求 登録設定 登録年金 312,092件 237,959件 1,457,211件 184,055 200,112 231,083 211,589 161,821 135,620 104,021 75,557 56,744 37,329 23,482 16,144 10,413 158,000円 ※登録時の請求項数:8で料金を試算 歳入 89.800 16~ (86,999)10年目 11年目 12 131415 20年目 31,300円 8年目 10,400円 7年目 9年目 14,000円 11,100 4年目 5年目 6年目 (4,840) (33,054)(2,228)(46,877)(13,77<u>1</u>) (8,829)(67,476)10,785円 13,866円 28,288円 人件費 登録年金 ■ 審査審判関係経費 出願 登録設定 審査請求 ■情報システム経費 147 _551 2,4945015 . 11,33 - 庁舎改修関係費 499 1.027 歳出 12,30 ■ INPIT運営費交付金 1,859 62,28 (92,702)■一般管理経費等 740 ■ 知財戦略推進 ■ 国際化関係 ■ 中小企業等支援 ※括弧内の総額数値は百万円単位で記載 円グラフの数値は円単位で記載 変動費部分:14,543 変動費部分:92,814 ※歳入・歳出は2018年度実績 283.560 1件当たりコスト ※審査審判関係経費の7割を変動費として

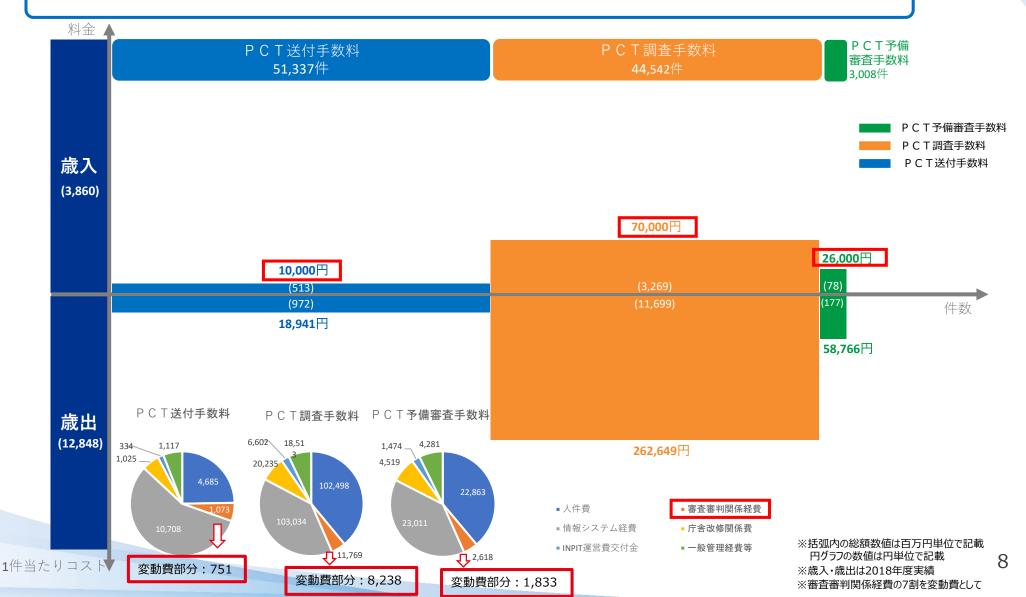
手続ごとの収支比較(商標)

権利化後の費用で全体の収支がバランスされている。変動費については、手続ごとの料金で賄われている。



手続ごとの収支比較(PCT)

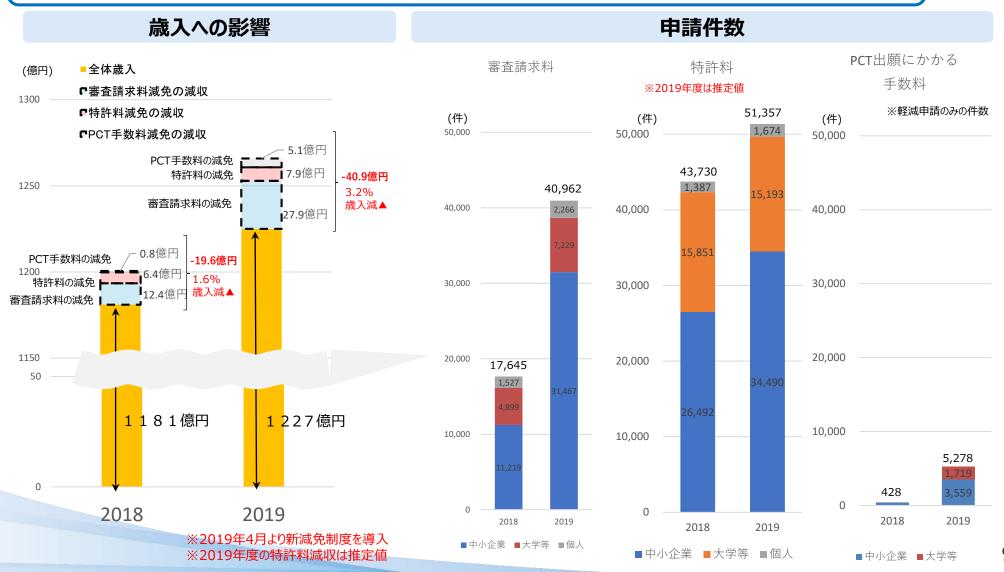
• 変動費については、手続ごとの料金で賄われている。



減免制度のフォローアップ

減免による減収は、2018年度で歳入全体の1.6%、2019年度で3.2%程度。

(参考) 全特許出願件数に占める中小企業等の割合は、13.9%(2015年)から16.1%(2019年)に向上



中小減免制度の利用状況

- 2019年度に審査請求の減免申請を行った者のトップ20は以下の通り。
- 上位の企業は、大企業並みの審査請求となっている。

【審査請求料<u>減免</u>申請数(2019年度)】 <トップ20>

	対象者*	申請件数(2019年度)
1	サービス用機械器具製造業	2437件
2	サービス用機械器具製造業	1117件
3	サービス用機械器具製造業	1029件
4	サービス用機械器具製造業	830件
5	サービス用機械器具製造業	746件
6	サービス用機械器具製造業	518件
7	独立行政法人	466件
8	サービス用機械器具製造業	405件
9	サービス用機械器具製造業	396件
10	サービス用機械器具製造業	376件
11	国立大学法人	241件
12	サービス用機械器具製造業	236件
13	国立大学法人	233件
14	国立大学法人	230件
15	パッケージソフトウェア業	201件
16	国立大学法人	197件
17	サービス用機械器具製造業	182件
18	個人	151件
19	国立大学法人	148件
20	個人	139件

<度数分布>

年間件数	該当者数
1~9件	12652
10~19件	218
20~29件	67
30~39件	38
40~49件	18
50~99件	36
100~999件	29
1000~件	3

【<u>大企業</u>の審査請求料件数(同)】

平均值:59件

中央値:7件

度数分布:

1~9件	1310社
10~99件	763社
100~999件	240社
1000~件	23社

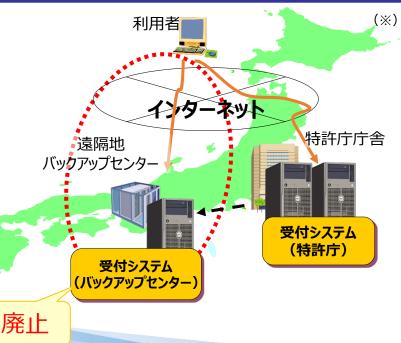
- ※大企業:中小企業基本法第2条第1項に 規定される従業員数、資本金額(注) を満たさない企業。民間の信用調査会 社が保有する企業データより判別。
 - (注)中小企業基本法では、業種毎に中小企業の範囲が規定されており、例えば、製造業については、資本金3億円以下又は従業員300人以下のいずれかを満たすこととされている。

※企業のみ業種で記載。

業種は日本標準産業分類(細分類名)に基づく。

電子出願受付バックアップセンターの廃止について

- ▶ 大規模災害やシステム障害の発生により特許庁庁舎の受付システムが利用不可になった場合の代替手段として、 平成26年10月より電子出願受付バックアップセンターを稼働、平成27年3月には、従来オンライン出願不可だった 本庁舎システムメンテナンス期間(毎週日曜0~9時)にも出願等のオンライン手続を可能に。
- ▶ 一方で、上記メンテナンス期間における利用数は20件/週(0.04%)程度と、維持管理にかかる費用に対して、 費用対効果が乏しい状況。また、郵送や本庁舎窓口への持込による出願も可能である他、オンライン手続が不能 な場合の代替手段(※)は存在。廃止により、維持管理にかかる年間5億円程度を削減。
- 廃止に伴い、上記メンテナンス期間においてオンライン手続ができなくなるため、日曜にオンライン手続を行う際には9時以降に出願するよう周知を行う予定。また、大規模災害時等には、上記代替手段(※)を利用する場合の要件を緩和(事前の連絡を不要化)すると共に地方局に設置する特別受付窓口で出願を可能とする方針で検討中。



特許庁

(※) インターネット出願ソフトに障害が発生した場合や、特許庁の受付システムに障害が発生した場合、緊急避難用磁気ディスク(CD – R)による手続きを認めている。

システム経費において、削減を行わない範囲

- ▶ 運用等経費及び整備経費を削減する取組を継続することにより、特許庁のシステムは、業務が実施可能な 範囲で必要最小限のシステムとなる。
- ▶ 更なる削減として、①システム経費削減の各取組の強化、②一部のシステムの廃止、が考えられるが、特許庁の業務やユーザの利便性に著しい悪影響が生じると見込まれるため、原則、削減を行わないこととする。

<削減を行わない範囲の例>

①システム経費削減の各取組の強化

各取組を強化することにより、システム経費の更なる削減が見込める一方で、業務の効率や精度、安定的な行政サービスの提供に著しい支障が生じる危険性が高まる。

(取組強化の例)

- ✓ 一部だけでなく、すべてのシステムについて、 バックアップサーバ自体を廃止
 - ⇒障害時に庁内業務全体が数日間停止するおそれ
- ✓ システムの応答性能を更に低下⇒庁内業務の効率や精度に著しい問題が生じるおそれ

②一部のシステムの廃止

システムは、概ね優先度の高いものから整備してきている ため、削減する場合は、近年整備したものが候補となり得る。 現時点では削減候補とはしない庁内システムについて、将来 的には、WIPOの提供するシステムを活用することで、廃 止するのも一案。

(削減候補となり得るシステムの例)

- ✓ 登録年金期限通知サービス
- ✓ J-Platpat上で提供されている手続書類の照会機能
- ✓ J-Platpat上で提供されている審査官向けと同等の特実文 献検索機能
- ✓ ワンポータルドシエ(OPD)の公衆提供
- ✓ 外国特許情報サービス (FOPISER)
- ✓ 中韓文献翻訳・検索機能

(参考) 外部有識者によるシステム開発妥当性担保の取組

○技術検証委員会による監査、指摘

委員構成(平成27年10月~)

委員長 大山 永昭 東京工業大学 科学技術創成研究院 特命教授

委員 石野 普之 株式会社リコー シニアバイスプレジデント

小尾 高史 東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授

菊川 裕幸 一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 専務理事

矢澤 篤志 カシオ計算機株式会社 生産本部 シニアオフィサー 生産改革、サプライチェーン改革担当

最適化計画改定(2013年3月)

最適化計画改定段階 (2012年度)

①最適化計画の改定

- ・ システム刷新の基本方針
- 業務可視化資料の運用

②プロジェクトの推進・管理

• プロジェクトの管理体制・管理手法

システム刷新準備段階 (2013~2015年度)

③プロジェクト全体の概況報告

• 発生した課題と対応内容 等

④システム刷新の準備工程

- システムアーキテクチャの策定
- ⑤レガシーシステム脱却
- ホストコンピュータのサーバ化

システム刷新段階 (2016年度~)

⑥システム刷新の状況

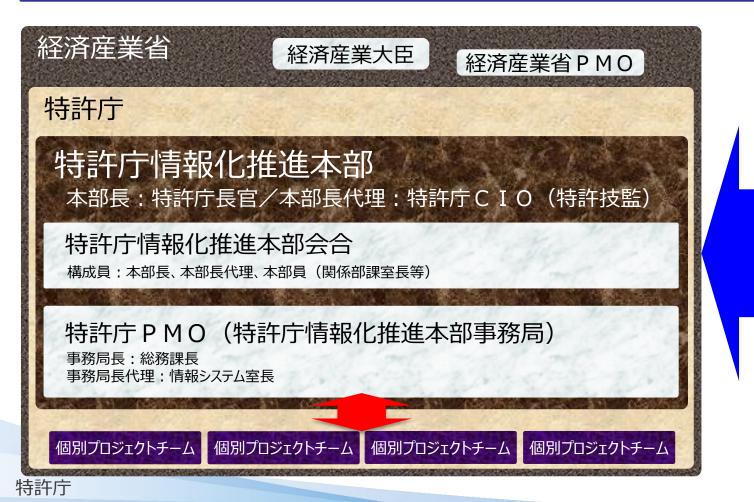
- 各プロジェクトの状況報告
- 開発規模削減に向けた取組 削減方針、具体的な削減策等

<直近の委員会での議論内容・具体的な指摘>

- 最終段階にあるプロジェクトのテストでのエラーの発生状況の評価や、今後開発に着手するプロジェクトの 具体的な費用削減策等についても詳細に議論。
- 委員からは、失敗から立ち直りようやく<u>大規模システムを安定的に構築できるようになった</u>ことや、今後着 -- 手するプロジェクトでの開発規模3割削減の見通しを立てたことなどを評価する意見があった。

(参考) 特許庁におけるシステム開発に関する意思決定体制

- ▶特許庁長官を本部長、特許庁CIO(特許技監)を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネージメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能に(平成25年1月)。
- ▶複数のシステム開発全体を見渡した管理を行う、特許庁PMOを設置(平成25年1月)。



電子行政推進体制

内閣官房 情報通信技術(IT)

総合戦略室

室長:内閣情報通信政策監

(政府СІО)

総務省行政管理局

技術検証委員会

14

(参考) 特許庁のシステム開発に対する外部有識者に**よる評価**

〈第2回基本問題小委員会 議事録(抄)>

3-2. 大山委員長(技術検証委員会) コメント

特許庁には、自らの発注者能力を高めるためにさまざまな取組を行っていただきました。 具体的には、事務局から既に説明があったとおり、技術検証委員会においても2012年の計画改定段階からシステム刷新計画そのものの内容、プロジェクト全体管理の体制や手法、システムアーキテクチャーの詳細、ホストコンピュータのサーバー化の総合テスト、各刷新プロジェクトの開発スケジュールや進捗状況に至るまで、微に入り細をうがつレベルで検討をさせていただきました。失敗から立ち直った特許庁の取組は、先ほど申し上げたように霞が関の他省庁が苦しんでいるシステム開発の範となるものであると、私は、専門家としても十分誇れる内容であると自負しています。

特許庁では、世界に誇ることのできる立派な取組を実施していると私も思っていますし、 評価しています。その成功体験を停滞する他の政府システムの開発にも生かしてほしいと 思っているところで、私自身は年金システムのほうにも橋渡しをさせていただき、こちらの 成果を転用させたいとの思いで進めています。

(参考) 先行技術文献調査の外注の実績 (特許審査の迅速化)

- 2020年度の検索外注は14.6万件、国内出願の特許審査の約3分の2を支える。
- 検索外注は知的創造サイクルにおける「迅速な権利付与」の生命線。

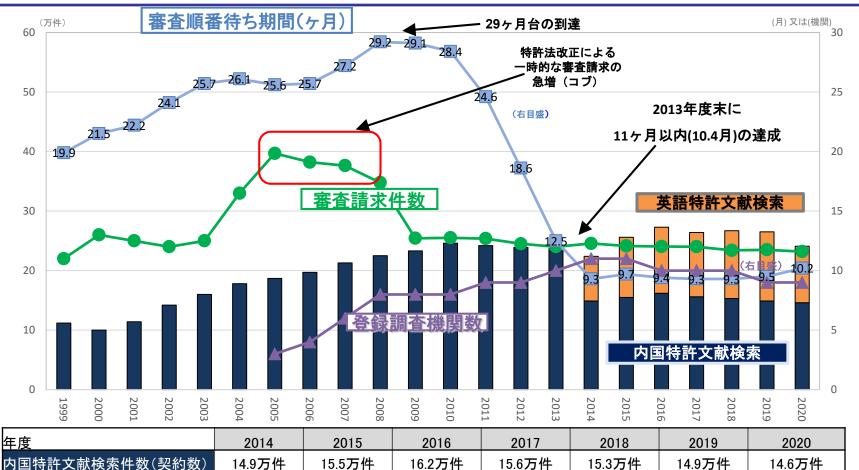
7.5万件

251.2億円

10.1万件

241.4億円

■ 検索外注は1990年度より開始。2004年に公益法人要件を削除するとともに登録制度へ移行。



11.1万件

260.2億円

10.8万件

259.8億円

11.4万件

259.8億円

11.6万件

262.7億円

特許庁

予算額

9.5万件

248.6億円

(参考) 登録調査機関の選定方法(2021年度公募)

- **▶ 公募型の随意契約において、総合評価落札方式の考え方を導入し、価格・技術の両面において競争性を確保。**
- ▶ 外部有識者(大学教授、弁理士会、JIPA等の有識者から選定)からなる調査業務外注先選定会議での審議を経て、 価格点と技術点を採用した選定ルールに基づき、発注先となる登録調査機関及び当該機関への発注件数を決定。
 - ○選定ルール:価格点と技術点との配分は1:2 (100点:200点)
 - 1. 価格点(100点) 価格点=(1-応募価格÷基準価格)×100点
 - 2. 技術点 (200点)

以下の6項目に基づき算出

- ①事業実施体制(財務状況、管理・セキュリティ、業務体制・連絡体制、精緻な管理体制)、②指導体制(指導能力、指導体制等)、
- ③納期管理(年間納品率、納期精度)、④受注テーマ(群)対応(幅広いテーマ(群)の受注状況)
- ⑤コロナ対応(働き方対応)(オンライン対話実績、納品型による納入、在宅勤務規定の整備)、
- ⑥品質(検索報告書の品質)⇒納品された検索報告書に対し、審査官が1件ごとに評価。
- ▶ 順位付け・受注件数

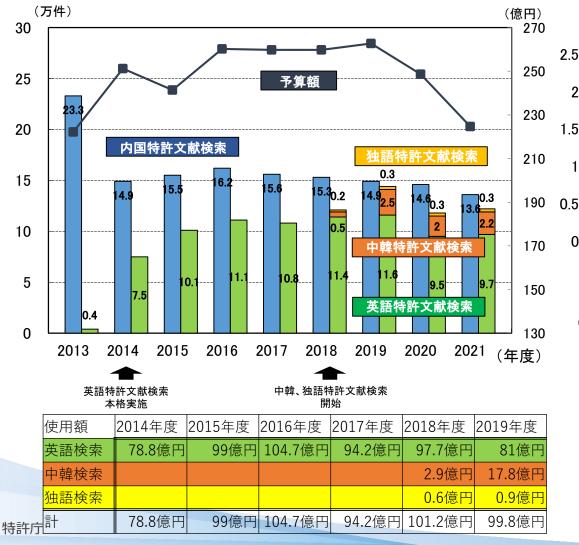
		特許庁からの発注件数			10,000
	価格点	技術点	合計点	順位	受注希望件数
機関A	60	180	240	1	4,000
機関B	50	150	200	2	2,000
機関C	70	110	180	3	5,000
機関D	50	110	160	4	3,000
		受注希望件数合計			14,000

順位の高い順から、 受注希望件数を割り当てる 特許庁からの発注件数 受注希望件数 4,000 機関A 希望どおり4,000件受注 10,000 2,000 機関B 件 希望どおり2.000件受注 4,000 機関C 件 希望した5.000件のうち 4,000件のみ受注 (一部失注) 1.000 機関D 3.000 希望した3.000件すべて 受注できず (全失注)

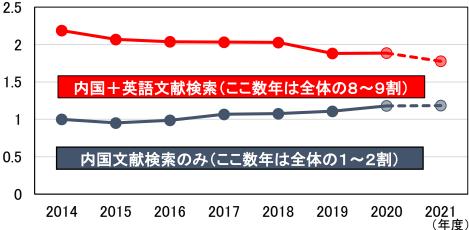
同一区分に複数の機関から応募があった場合、 価格点と技術点から合計点を算出し、順位付けを行う

(参考) 先行技術文献調査の外注の実績 (外国文献への対応と効率化)

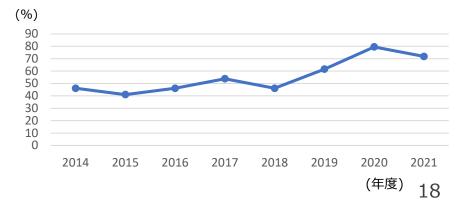
- ▶急増する外国文献に対応すべく、英語、中韓国語、独語文献検索まで外注範囲を拡充。
- ▶登録調査機関の競争環境の確保により、外国語文献検索の外注を限られた予算内で効率的に実施。



内国文献検索、内国+英語文献検索の単価の推移 (2014年度の内国文献検索の単価を基準として)



総区分数39のうち、公募において競争が生じた区分の比率 (受注希望換算件数の和が公募換算件数を上回った区分の比率)



2. 歳出構造

2. 1. 剰余金・増収額(投資計画、リスクバッファー)

歳入確保の必要性(剰余金の必要額)

歳出削減により定常経費が現行料金体系下での歳入を下回ったとしても、安定した財政運営のためには、①<u>将来必要となる投</u> 資経費(次期システムや庁舎の改修)や、②災害等の不測の事態に備えたバッファーの両方を勘案した**剰余金の確保が必要**。

①2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費:2,000億円程度

システム刷新経費

- システムの耐用年数は概ね10年程度⇒ 2030年代半ばには現行と同規模の次期システム刷新が必要と想定
- 現行刷新計画の総費用(2013-2026年度)1,275億円(うち、支出済み678億円)
 - ・上記費用に含まれるもの:刷新本体、政策改造、OS刷新(※)
 - (※) 多くのシステムで採用しているOS (HP-UX) のメーカーサポートが切れるため、 刷新計画対象外のシステムについても2026年度までに他のOSに移行する必要がある。

現行刷新の必要経費(2021-2026年度)

597億円 (支出済み額を控除)

次期刷新の必要経費(2030年代半ばまで)

1,275億円程度(現行同額を仮定)

2030年代半ばまでに必要な経費

1,870億円程度

庁舎改修等経費

- 庁舎改修関係費大規模庁舎改修は概ね30年サイクル ⇒ 次期大規模改修が必要となる2050年代に 同規模の支出を想定
- 今回の庁舎改修関係費用:584億円(2014-2023年度※)
 - ・うち、賃料・移転費 248億円
- ※庁舎改修期間は2017-2023年度だが、関連支出は2014年度より発生
- ⇒2030年代半ばまでに必要額の約1/3:190億円程度を確保
- 特許庁庁舎の竣工は1989年であり、次期改修のタイミングでは建て替え等も視野に入り得る点に留意。

②災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等:400億円程度

- 仮に3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準(定常経費の概ね1/4)
- これにより、少なくとも以下の金額を賄う。
- √前受金(審査請求料等業務実施前に入る収入):約417億円(2019年度を参考)



低位シナリオでも年間150億円程度の増収となる値上げにより、現行で計画されている投資を行っても400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費(2000億円から現行計画分597億円を引いた1400億円程度)が確保できるか、推移を見ることとしてはどうか。(詳細は22~29頁を参照。)

(参考) 諸外国知財庁における剰余金

積立金の目標を設定している知財庁: USPTO、 EPO、IP Australia

JPO (剰余金の運用可)

- ○19年度末の剰余金が901億円。
- ○審査の複雑化、先行技術文献の増加、庁舎改修、ITシステム更改対応による歳出増加の影響で、剰余金は減少傾向。
- ○投資を目的とする借入はできない (年度内に償還するなら可)。

KIPO

- ○長期投資としての積立金が
- 2,033億4,400万ウォン(約197億円)。(参考:19年度歳入約653.8億円 ※2)
- ○最適な積立金額とその算出方法については回答なし
- ○借入れは不可。
- ※2 韓国提供の金額を元に、現状の積立額が歳出何ヶ月分に相当するか、JPOにて仮計算
- = 約4ヶ月分(19年度決算ベース)

UKIPO

- ○運営資金としての積立金が
- 8,659万2千ポンド(約130億円)。

(参考:19年度歳入165.5億円)※1)

- ○最適な積立金額の回答なし
- ○大規模なデジタルトランスフォーメーション対応のために積 立金を使用予定。
- OUKIPOでは、借入を必要としないだけの十分な積立金を確保している。
- ※1 英国提供の金額を元に、現状の積立額が歳出何ヶ月分に相当するか、JPOにて仮計算
- = 約10ヶ月分(19年度決算ベース)

IP Australia

- ○運営資金としての積立金が
- 4,514万5千AUD(約38.4億円)。 (参考:19年度歳入約170.6億円)
- ○最適な積立金額は平均支出額の3ヶ月分約6,000万AUD(約51億円)
- 〇最低剰余金の基準は平均支出額の30日(1ヶ月分)約 2,000万AUD(約17億円)
- ○積立金の運用可
- ○料金改定により、積立金を増加させている。
- ○政府系ファンドからの借入れが可能

USPTO (積立金の運用可)

- 〇20年度末の運営資金としての積立金が 7億4,460万USD(約820億円)。
 - (特許6億1,250万USD (674億円) (商標1億3,210万USD (145億円)

(参考:19年度歳入約3,738.4億円)

- ○運営資金としての積立金の最小目標は、
- ・特許は約3億ドル(330億円)
- ・商標は約7,500万ドル(82億5千万円)
- ○最適な運営資金としての積立金は、
- ・特許は営業必要経費の3ヶ月分 ※3
- ・商標は営業必要経費の6ヶ月分 ※3
- 〇最適な積立金の目標値は経済、財政状況、知財に関する政策、法律、規制の不確実性、予測の不確実性、料金体系のバランス、固定費と変動費の比率、計画外の運営費の可能性等を考慮し、2年ごとに見直される。
- ○借入れは不可。
- ※3 米国提供の情報を元に、米国の最適積立金額をJPOにて仮計算 特許の歳出総額から、3ヶ月分を算出
 - =約5億9,523万USD(約655億円))

商標の歳出総額から、6ヶ月分を算出

=約1億8,024万USD(約198億円))

EPO

- ○運営資金としての積立金が7,000万ユーロ(約91億円 ※4)。
- ○最適な運営資金としての積立金は、1億5千万ユーロ(約195億円)
- ・営業必要経費の1ヶ月分
- ○最低剰余金の基準は定められていない。
- ○長期投資としての積立金が32億7,100万ユーロ(約4,252億円)。 (参考:19年度歳入約2,841億円)
- ○借入は不可。
- ※4 EPO提供の金額を元に、現状の運営資金としての積立額が歳出何ヶ月分に相当するか、 JPOにて仮計算
- = 約0.5月(19年度決算ベース)

カナダ

- ○運営資金としての積立金が1億58万カナダドル(約90億5千万円※5)。 (参考:19年度歳入約136億円)
- ○生産性と構造的な赤字のため、減少傾向。
- ○最適な積立金額とその算出方法については、回答なし。
- ○借入の可否については回答なし。
- ※5 カナダ提供の金額を元に、現状の積立額が歳出何ヶ月分に相当するか、JPOにて仮計算
- = 約7ヶ月分(19年度決算ベース)

剰余金シミュレーションの前提① (歳出)

<共通の前提>

2020年度、2021年度の予算執行率を93.4%(2015-2019年度の平均)として算出した2021年度決算想定額を発射台とし、2022年度以降は以下の前提で推計

(参考: 執行率) 2015年度 91.3%、2016年度 93.6%、2017年度 93.4%、2018年度 93.7%、2019年度 95.1%

く投資経費>

- 現行システム刷新・現行庁舎改修:現行計画(~2026年度)に従って計上
- 次期システム刷新:2027年度以降、2030年代半ばまでに1,275億円程度必要。計画が具体化しておらず、剰余金として積立て。
- 次期庁舎改修: 2030年代半ばまでに確保する195億円を年数割して積立て。計画が具体化しておらず、剰余金として積立て。

<定常経費>

- 固定費はインフレ率のみで変動。
- 以下の事業は変動費として、インフレ率とシナリオ(高位/中位/低位)ごとの件数の変化率で変動。先行技術調査外注については歳出削減努力も反映。
 - 先行技術調査外注: 2025年度以降は審査請求件数に連動
 - 分類一元付与: 特許出願件数に連動
 - 商標外注: 商標出願件数に連動 ※実証部分は2022年度10億円として、以降は出願件数に連動
 - WIPO送付金: PCT出願件数に連動 ※インフレ率は勘案しない
- 採用するインフレ率によって2通りのシミュレーション(ケースA・ケースB)を実施。

【ケースA】

インフレ率は「中長期の経済財政に関する試算」(2021年1月 内閣府)の「成長実現ケース」(※1)における 国内企業物価指数を採用

• 2022年度1.2%、2023年度1.0%、2024·2025年度0.9%、2026年度以降0.8%

【ケースB】

インフレ率は「中長期の経済財政に関する試算」(2021年1月 内閣府)の「ベースラインケース」(※2)における 国内企業物価指数を採用

- 2022年度0.6%、2023-2026年度0.5%、2027年度0.4%、2028年度以降0.5%
- ※1 政府が掲げるデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したもの。
- ※2 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したもの。

剰余金シミュレーションの前提② (歳入)

<料金収入>

- 将来の各種件数(出願件数等) や請求項数・区分数は、コロナ前の直近5年の平均増加率をベースにコロナ前トレンドを算出(詳細次頁)。
- 上記のトレンドをベースに、影響の大きい特許出願・商標出願・PCT出願について、コロナ影響からの回復度合いやトレンドの変化について高位・中位・低位のシナリオを設定(詳細次々頁)。
- ・ 料金改定による増収分は、2022年度以降毎年150億円と想定。

くその他歳入>

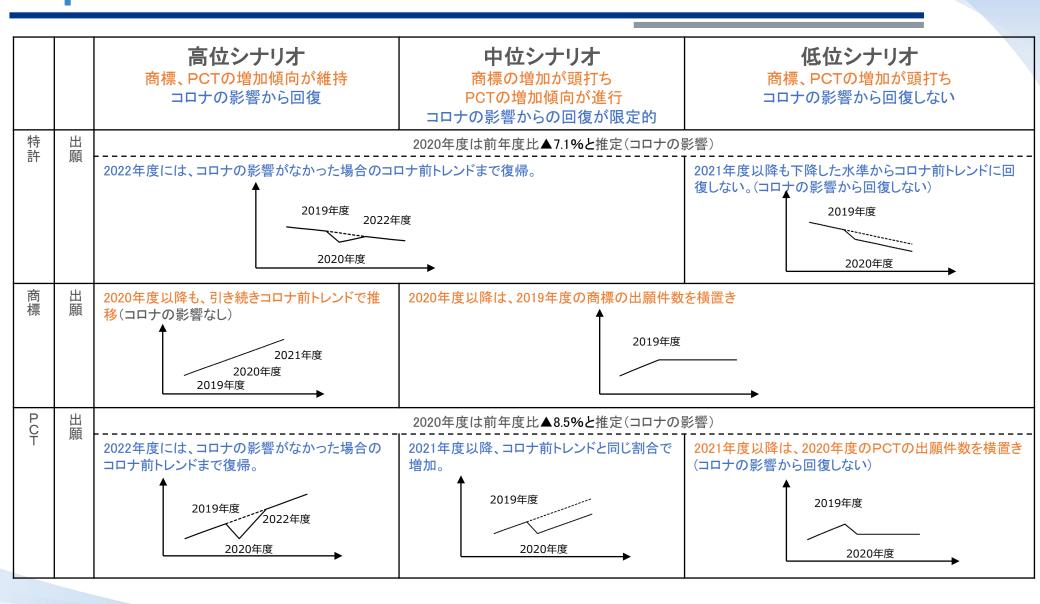
- 雑収入、一般会計受入は2015-2019年度決算の平均値で横置き(6.2億円)
- 予納制度の変更に伴う印紙売り捌き手数料分を加算(2023年度以降毎年30億円)

料金収入の前提(コロナ前トレンド)

• 歳入シミュレーションに必要な将来の各種件数(出願件数等) は、コロナ前の直近5年の平均増加率をベースにコロナ前トレンドを予測して算出。

		計算方法	2019年度決算に基づくシミュレーションにおいて 仮定した2020年度以降の各種件数のトレンド
特許	出願料	[前年度の実績]と[直近5年の出願件数の平均増加率]に基づき計算	出願件数は、2015~2019年度の平均増加率 (▲1.3%)に基づき、前年度比▲1.3%で推移す ると仮定。
	審査請求料	[審査請求件数] × [単価(138,000円+平均請求項数×4,000円)] ※審査請求件数は、直近5年の平均増加率に基づき計算 ※出願件数と審査請求件数は近年あまり相関していないので、個別の増加率を使うことが妥当 ※審査請求時平均請求項数(10.1)は、直近5年の平均請求項数の平均増加数に基づき計算	審査請求件数は、2015~2019年度の平均増加率(▲0.8%)に基づき、前年度比▲0.8%で推移すると仮定。
	設定登録料(1~3年)	[特許登録件数] × [単価(2,100円+登録時平均請求項数×200円)] ×3 ※登録率が一定であると仮定し、特許登録件数の増加率を、直近5年の審査請求件数の平均増加率として計算。 ※登録時平均請求項数(8.9)は、直近5年の平均請求項数の平均増加数に基づき計算	
	特許年金 (4年目から 20年目まで)	{[特許登録件数] × [現存率] × [単価]}を各年について合計 ※現存率は2018年度実績を使用。 ※請求項数は、登録時の平均請求項数の実績を使用(2020年度以降登録の分は8.9)。	
商標	出願料	[前年度の実績値] と [出願件数の直近5年の平均増加率の1/2(直近の伸び率の鈍化を踏まえ)]に基づき計算 ※平均区分数(2)は、2018年度実績(特定出願人除く)に基づく。	出願件数は、2015~2019年度の平均増加率 (+6.4%)に基づき、前年度比+3.2%で推移す ると仮定。
	登録料	[前年度の実績値] と [登録件数の直近5年の平均増加率の1/2(直近の伸び率の鈍化を踏まえ)]に基づき計算 ※出願時の平均区分数(2)を使用。	登録件数は、2015~2019年度の平均増加率 (+3.2%)に基づき、前年度比+1.6%で推移す ると仮定。
PCT	出願料	[出願件数]×[単価] ※出願件数は、直近5年の平均増加率に基づき計算	出願件数は、2015~2019年度の平均増加率 (+4.9%)に基づき、前年度比+4.9%で推移す ると仮定。

各シナリオの前提(料金収入、歳出変動費)



シミュレーション外の主な変動要因・リスク

<剰余金にプラスの要因>

- 中小減免制度の適正化【歳入増】
 - 審査請求減免に50件の上限を設定した場合7.5億円程度の歳入増(審査請求件数の変動考慮せず)
- 請求項記載の適正化(マルチマルチクレームの制限)による請求項数増の可能性【歳入増】
- 低位シナリオを前提として150億円増収となるような値上げをした場合、中位シナリオや高位シナリオでは、出願増に伴い増収効果あり【歳入増】

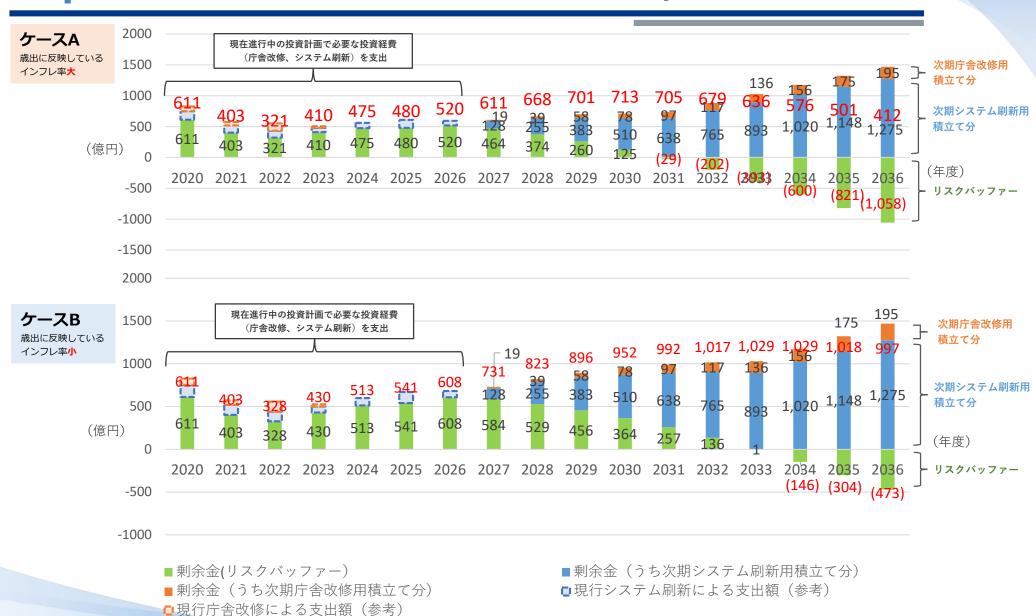
<剰余金にマイナスの要因>

- 料金値上げによる出願等の件数変動【歳入減】
 - すべての企業が、知財予算を変化させず件数減で対応した場合、▲18億円 (仮に12%値上げした場合、特許庁に対する手続きの1.4%が減少すると試算し(※)、 2021年度の歳入予算に基づき予測)

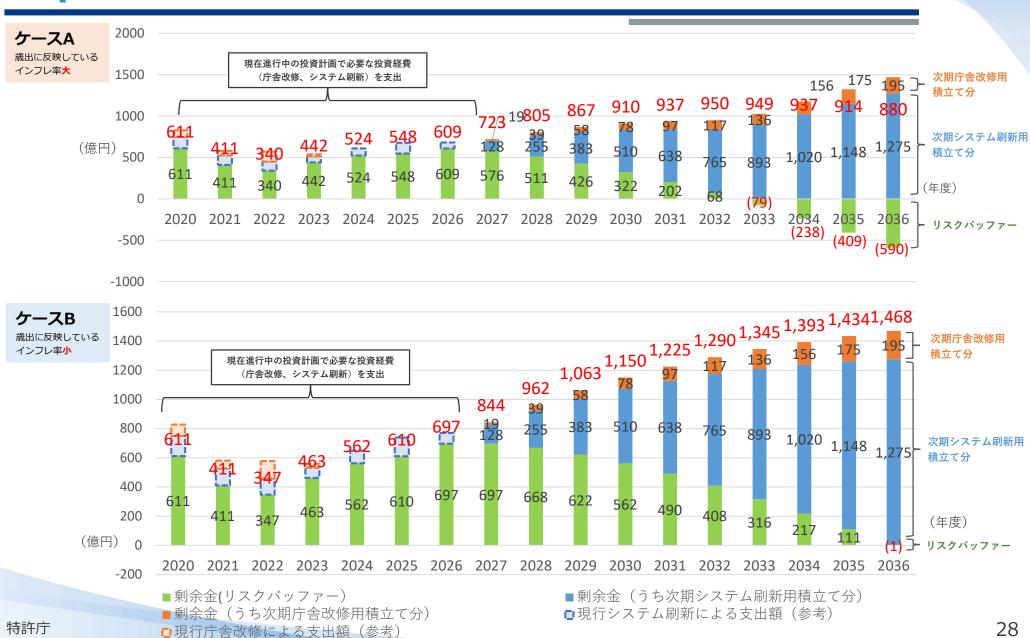
ただし、アンケート調査によれば、3割の企業が予算増で対応。

- ※p.44「全体の負担増(試算)(2020年度調査)」を参照。
- インフレの加速 【歳出増】
- 予定外の経費の増【歳出増】
 - (例)制度変更等に伴うシステム改造経費、OSサポート切れ等の外的要因によるシステム改造経費

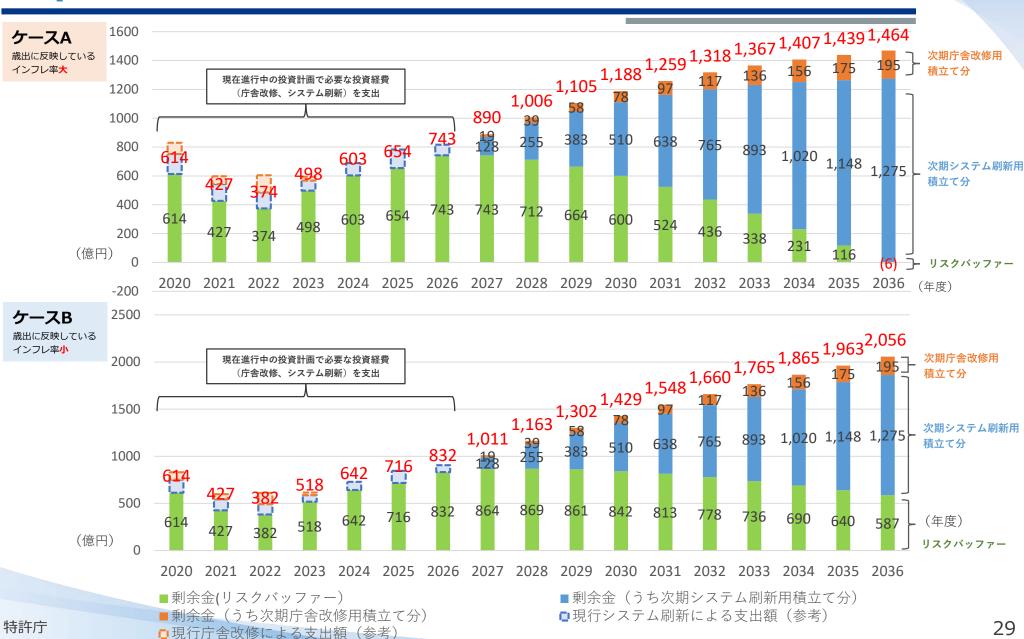
剰余金の推移(低位シナリオ・150億円/年の増収)



剰余金の推移(中位シナリオ・150億円/年の増収)



剰余金の推移(高位シナリオ・150億円/年の増収)



剰余金の推移 (まとめ)

- 出願件数等の変動と物価上昇率によって剰余金の試算額に相当な幅が見込まれる。
- したがって、低位シナリオでも年間150億円程度の増収となる値上げにより、現行で計画されている投資を行っても400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費(2000億円から現行計画分597億円を引いた1400億円程度)が確保できるか、推移を見ることとしてはどうか。(再掲)



その上で、毎年状況を見極めて、適切なタイミングで料金改定等を含む必要な対応をとるべき。

3. 今後の料金体系

- 3.1. 現行の料金
- 3. 2. 料金弾力性
- 3.3. 料金設定に関する論点

現行の料金

		料金	法定上限(改正後)	
	出願料	¥14,000	¥16,000	
	審査請求料 (通常)	¥138,000+a×¥4,000	¥168,600+a×¥4,000	
	(DO)	¥83,000+a×¥2,400		
特許	特許料 (1-3年目)	¥2,100+a×¥200		
	(4-6年目)	¥6,400+a×¥500	¥61,600+a×¥4,800	
	(7-9年目)	¥19,300+a×¥1,500	,	
	(10-20年目)	¥55,400+a×¥4,300		
	出願料	¥3,400+β×¥8,600	¥6,000+β×¥15,000	
商標	登録料	β×¥28,200	β×¥32,900	
	更新登録料	β×¥38,800	β×¥43,600	
PCT	手数料	¥80,000	¥170,000	

※a:請求項の数

β:区分の数

特許料設定の考え方

- 特許料は、排他的な権利を付与する対価として徴収される料金
- 他の手数料収入と合わせて、全体として特許行政に係る総経費を支弁する水準に設定。
- 特許権は、より長い期間権利が維持・活用されることで、より多くの利益を享受すると期待されることから、<u>維持期間の初期については権利維持の妨げとならない程度の金額に設定し、利益が増加するに従って金額を高くする</u>という負担の容易性を考えた<mark>累進制</mark>を政策的に採用。
 - 1-3年目、4-6年目、7-9年目、10-20年目の4段階で設定されている。
 - 今回の法改正により、機動的な料金改定を行えるよう、特許料についても手数料と同様、 政令で具体的金額を設定する体系に移行した。

	1-3年目	4-6年目	7-9年目	10-20年目
現行料金	¥2,100+a×¥200	¥6,400+a×¥500	¥19,300+a×¥1,500	¥55,400+a×¥4,300
改正後	(法定上限)¥61,600+a×¥4,800			

※a:請求項の数

(参考) 特許料の金額の設定について

- H10年改正以前は10年目以降も3年毎に増額する料金体系であったが、特許権を有する製品の利益曲線を予測すると、多くのケースでは最初の数年はあまり利益が出ないものの、その後売れ始めると加速がつき利益が急速に増加し始め、10~13年目頃に利益の天井がくると予想されたことから、10年目以降の料金を平準化した。
- H16年改正時、審査請求料を倍額とすることに合わせ、<u>特許料の1-9年目を引き下げ</u>た。累進率については、特定の段階の累進率が高くなることなくほぼ一定となるように設定された。

H16年改正前後の特許料の累進率

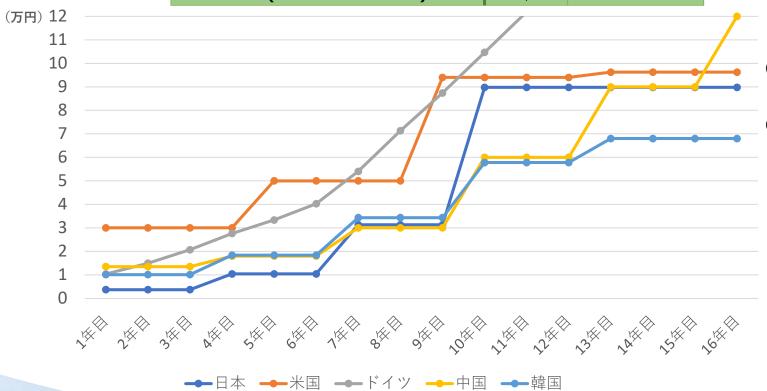
	1-3年目	4-6年目	7-9年目	10-20年目
改正前	¥13,000+a×1,100	¥20,300+a×¥1,600	¥40,600+a×¥3,200	¥81,200+a×¥6,400
	×約	1.6倍 × :	2倍 × 2	2倍
改正後	¥2,600+a×¥200	¥8,100+a×¥600	¥24,300+a×¥1,900	¥81,200+a×¥6,400
	×約	3 .1倍 ×	3倍 ×約	分 3.3倍

特許庁

(参考) 海外との比較(現行の特許料)

米国は他国と異なり、3回の特許料等の納付により最大20年間権利が維持される。 それぞれの納付額を、対応する権利維持期間に均等に配分して比較する。

料金項目(米国)	金額	
特許発行手数料(登録料)	\$1200	1-4年目に対応
維持手数料1(3年6月までに納付)	\$2000	5-8年目に対応
維持手数料2(7年6月までに納付)	\$3760	9-12年目に対応
維持手数料3(11年6月までに納付)	\$7700	13-20年目に対応



- (注1) 日本と韓国は請求項8 として計算した。
- (注2) 欧州各国一般的に、出願時を起点とし、EP のにおいて出願から登録まで平均45.6月 (3.8年)であることを考慮し、ドイツについては第5年目の特許料を1年目とした。

1\$=¥100

1€=¥115

1元=¥15

1₩=¥0.085

3. 今後の料金体系

3.1. 現行の料金

3. 2. 料金弾力性

3.3. 料金設定に関する論点

料金変遷と件数推移 ~特許出願・審査請求~

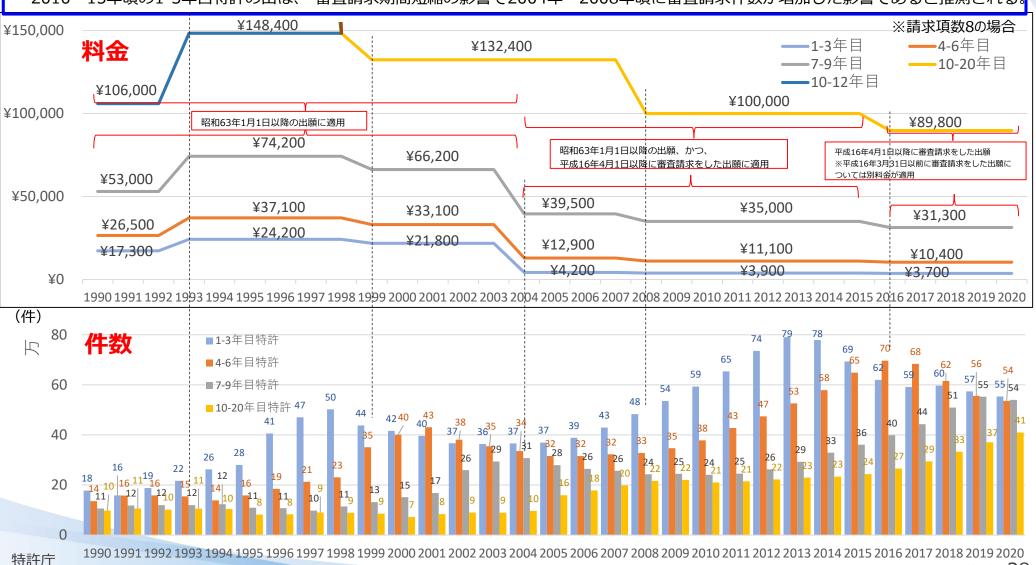
- 1993年の値上げは一時的に件数が減少したものの、それ以降再び増加傾向にあるため、値上げによる影響は少なかったと考えられる。
- 2004年の値上げ後、出願・審査請求件数が減少。値上げによる影響とも判断され得るが、出願・請求厳選の取組との差別化は困難。
- 2008年以降は値下げを行っているものの、件数は変わらず減少している。



備考: 出願年別特許出願件数は確定値。 2017年までの出願年別審査請求件数は確定値。2018年から2020年の出願における出願年別審査請求件数は、2021年3月1日時点での暫定値。 2001年10月以降に出願されたものについては、審査請求期間が7年から3年に短縮。 37

料金変遷と件数推移 ~特許登録・年金(件数) ~

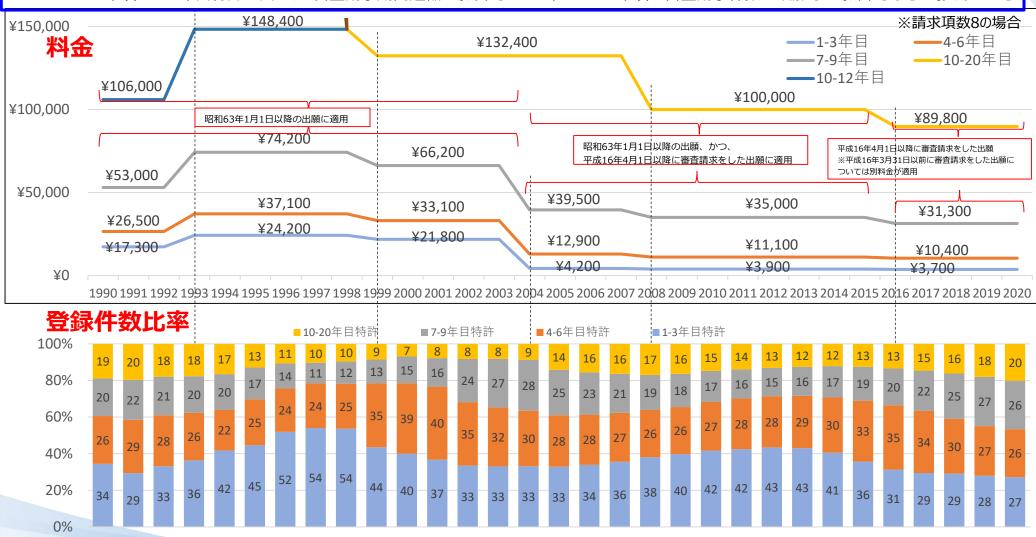
- 1996~99年頃の1-3年目特許の山は、1993年7月の値上げ直前に駆け込みで審査請求が集中した影響と推測される。
- 2010~15年頃の1-3年目特許の山は、 審査請求期間短縮の影響で2004年~2008年頃に審査請求件数が増加した影響であると推測される



(年) 38

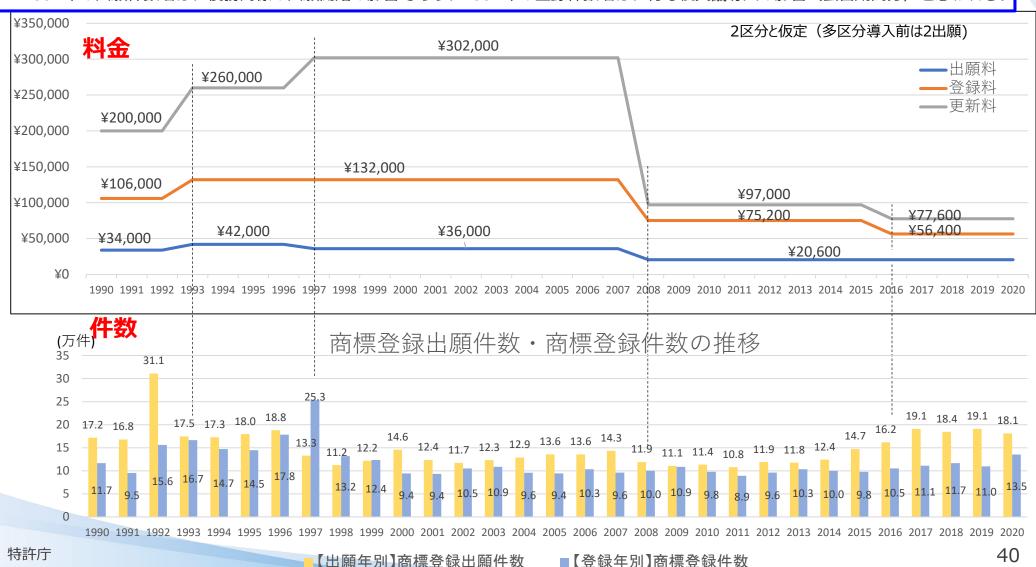
料金変遷と件数推移 ~特許登録・年金(比率)~

- 1996~99年頃の1-3年目特許の山は、1993年7月の値上げ直前に駆け込みで審査請求が集中した影響と推測される。
- 2010~15年頃の1-3年目特許の山は、 審査請求期間短縮の影響で2004年~2008年頃に審査請求件数が増加した影響であると推測される



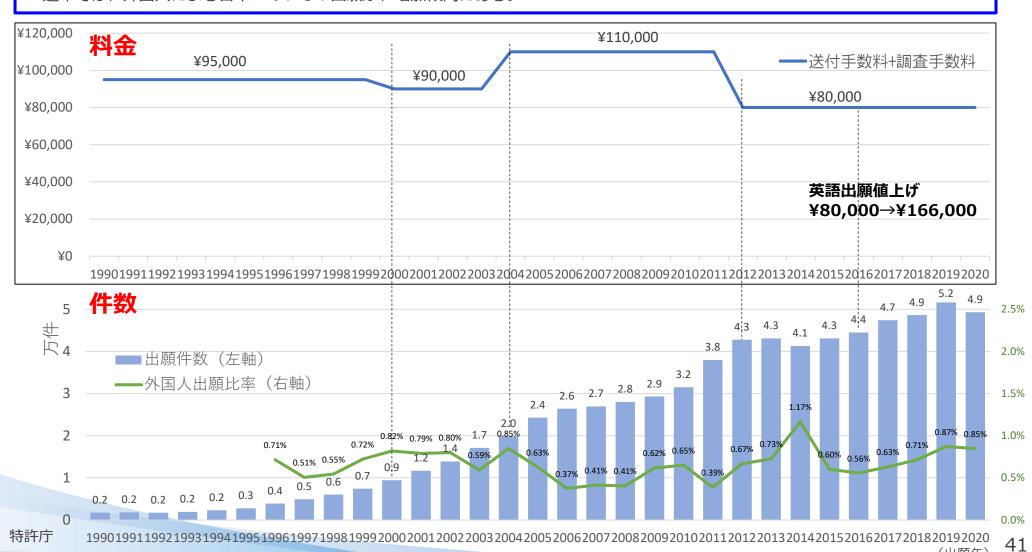
料金変遷と件数推移 ~商標出願・登録~

- 1993年の値上げにおいては、登録件数が減少しているものの出願件数は増加しているため、値上げによる影響は少なかったと思われる。
- 1992年の出願件数増は、役務商標の出願開始の影響であり、1997年の登録件数増は、付与後異議導入の影響(公告期間分)と思われる。



料金変遷と件数推移~PCT~

- 2003年に一度値上げが行われているものの、件数増加率にほとんど影響はないことからも、値上げを行った場合の影響は少ないと 考えられる。
- 近年では、外国人による日本へのPCT出願が、増加傾向にある。



(出願年)

監査法人による諸外国知財庁の調査結果

諸外国知財庁調査として、文献調査および質問票調査を実施しており、料金弾力性に関する調査結果の要約は以下のとおり。

❷ 調査項目

調查結果要約

料金弾力性に関する見解

● 米国(USPTO)では、<u>料金改定に際して料金弾力性に関する報告書</u>を開示。USPTOの見解では、いずれの料金を改定した場合においても、非弾力的とされている。

- 韓国(KIPO)が2014年に実施した特許出願料の引き上げ(21%増)においては、「財政に影響はなかった」、「出願件数の減少が予想されたが変動はなった」との回答から、料金弾力性は低いとされる。
- 英国(UKIPO)の2018年の特許に係る全般的な料金改定においては、出願件数・サーチ件数・審査件数はともに減少したが、当該年度に予想されていた利益よりも実績は増加したことから料金弾力性はあるが財政への影響は低いと推測される。

(出典) 「管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究」(あずさ監査法人)より抜粋

米国特許庁(USPTO)の料金改定に係る開示資料 -料金弾力性検証

USPTOでは、特許料金の弾力性を推定し 特許料金の変更がUSPTOのサービスの需要(件数)に与える影響の評価に役立てている。 弾力性の推定方法と推定結果は以下のとおり。

※ソース: "Description of Elasticity Estimates" (USPTOがHPで公開している資料)

• USPTOのサービスに対する(需要の)弾性値(ϵ)は、料金カテゴリーごとに以下の式で計算される。

$$\epsilon$$
(弾性値) = $\left(\frac{\text{件数の変化率(%)}}{\text{サービスの料金の変化率(%)}}\right)$

- -1<*ϵ*<**0**の場合・・・需要は**非弾力的**(利害関係者は料金の変更に比較的敏感ではない)⇒料金を上げると収入が増える
- -∞<*ϵ*<-**1**の場合・・・需要は**弾力的**(利害関係者は料金の変更に比較的敏感)⇒料金を上げると収入が減る
- 特許料金を複数のカテゴリーに分け、カテゴリー毎に料金弾力性の推定値を算出。いずれのカテゴリーでも**非弾力的(-1**< ϵ <0)。なお、一部のカテゴリーについては利害関係者の事業規模別の弾力性も評価。

	95% 信頼区間			
料金弾力性カテゴリー	(利害関係者の)事 業規模 (大/ 小)	弾力性の推定値 (<i>ϵ</i>)	下限	上限
出願・調査・審査	大	-0.16	-0.27	-0.06
山線:明且:街且	小	No diff.	No diff.	No diff.
	大	-0.06	-0.07	-0.05
	/]\	No diff.	No diff.	No diff.
	大	-0.10	-0.13	-0.07
雅/孙·士(2回日 <i>)</i>	小	No diff.	No diff.	No diff.
	大	-0.11	-0.12	-0.09
惟行怀亚(3四日)	小	-0.13	-0.16	-0.09

全体の負担増(試算) (2020年度調査)

- 知的財産活動調査(一般統計)を基に試算。
- 1年間に特許庁に支払う費用の平均は、1,674.6万円であり、**12%**値上げした場合、201万円の費用増。
- これは、1年間の平均知財活動費(外注費・人件費を含む)である14,193万円の約1.4%。

調査対象· 試算方法

- 2018年に特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願を5件以上行った3,410者
- 2019年の特許・実用新案・意匠・商標の出願等に係るデータに各料金を乗じて特許庁に支払う費用を試算
 - ※5件以上出願した者は全数調査、5件未満の者は調査対象外。
 - ※企業概要等のデータは2019年度の会計年度、出願等に係るデータは2019年実績で回答。

	者数	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	従業員数	知財活動 費(万円) 【A】	特許庁への支 払い(万円) 【B】	Bの12%値上げ (万円) 【C】	C/A (%)
全体	3,410	1,414.4	73.2	2,278	14,193	1,674.6	201	<u>1.4%</u>
出願1-4件	_	_	_	_	_	_	_	_
出願5-9件	1,658	400.6	10.0	628	952	105.3	12.6	1.3%
出願10-50件	1,263	1,072.2	64.6	2,009	5,396	534.5	64.1	1.2%
出願50-100件	186	1,430.0	129.4	3,626	19,032	2,036.5	244.4	1.3%
出願100件以上	303	8,032.1	414.5	11,502	138,646	14,816.9	1,778	1.3%

- 知財活動費が変わらないと仮定して(ただし、アンケート調査によれば、3割の企業が予算増で対応)、<u>12%</u>値上げした場合、 特許庁に対する手続きの約1.4%(=1.4%/ / (100%+1.4%))が減少したとしても、(100%-1.4%)×(100%+12%)→ 約10%の歳入増が見込まれる。
- ε(弾性値) = -**1.4%/12%** = -0.12(>-1)であり、非弾力的。

大企業の負担増(試算)(2020年度調査)

- 知的財産活動調査(一般統計)を基に試算。
- 1年間に特許庁に支払う費用の平均は、3,716.8万円であり、12%値上げした場合、446万円の費用増。
- これは、大企業における1年間の平均知財活動費(外注費・人件費を含む)である33,014万円の約1.4%。

調査対象· 試算方法

- 2018年に特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願を5件以上行った大企業1,364社
- 2019年の特許・実用新案・意匠・商標の出願等に係るデータに各料金を乗じて特許庁に支払う費用を試算
 - ※5件以上出願した社は全数調査、5件未満の社は調査対象外。
 - ※企業概要等のデータは2019年度の会計年度、出願等に係るデータは2019年実績で回答。

	社数	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	従業員数	知財活動 費(万円) 【A】	特許庁への支 払い(万円) 【B】	Bの12%値上げ (万円) 【C】	C/A (%)
全体	1,364	2,941.3	146.4	4,819	33,014	3,716.8	446.0	<u>1.4%</u>
出願1-4件	_	_	_	_	_	_	_	_
出願5-9件	355	1,197.6	7.8	2,038	1,714	182	21.8	1.3%
出願10-50件	607	1,831.3	105.8	3,459	8,026	695.8	83.5	1.0%
出願50-100件	139	1,563.7	147.5	3,984	22,779	2,266.9	272.0	1.2%
出願100件以上	263	8,464.9	432.5	12,071	154,156	16,242.4	1,949.1	1.3%

- 知財活動費が変わらないと仮定して(ただし、アンケート調査によれば、3割の企業が予算増で対応)、<u>12%</u>値上げした場合、 特許庁に対する手続きの約1.3%(=1.4% / (100%+1.4%))が減少したとしても、(100%-1.3%)×(100%+12%)→ 約11%の歳入増が見込まれる。
- ε(弾性値) =-**1.3%/12%**=-0.11(>-1)であり、非弾力的。

中小企業の負担増(試算)(2020年度調査)

- 知的財産活動調査(一般統計)を基に試算。
- 1年間に特許庁に支払う費用の平均は、214.9万円(減免制度利用の場合(以下同じ))であり、<u>12%</u>値上げした場合、25.8万円の費用増。
- これは、中小企業における1年間の平均知財活動費(外注費・人件費を含む)である1,974万円の約1.3%。

調査対象· 試算方法

- 2018年に特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願を5件以上行った中小企業1,644社
- 2019年の特許・実用新案・意匠・商標の出願等に係るデータに各料金を乗じて特許庁に支払う費用を試算
 - ※5件以上出願した社は全数調査、5件未満の社は調査対象外。
 - ※企業概要等のデータは2019年度の会計年度、出願等に係るデータは2019年実績で回答。

	社数	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	従業員数	知財活動 費(万円) 【A】	特許庁への支 払い(万円) 【B】	Bの12%値上げ (万円) 【C】	C/A (%)
全体	1,644	95.4	5.2	244	1,974	214.9	25.8	<u>1.3%</u>
出願1-4件	_	_	_	_	_	_	_	_
出願5-9件	1,099	63.0	3.9	163	725	68.5	8.2	1.1%
出願10-50件	507	130.0	6.6	296	2,950	271.8	32.6	1.1%
出願50-100件	20	262.2	12.3	2,040	8,217	1098	131.8	1.6%
出願100件以上	18	1,076.5	45.4	1,947	55,969	6,681.1	801.7	1.4%

- 知財活動費が変わらないと仮定して(ただし、アンケート調査によれば、3割の企業が予算増で対応)、12%値上げした場合、 特許庁に対する手続きの約1.3% (=1.3% / (100%+1.3%))が減少したとしても、(100%-1.3%)×(100%+12%)→ 約11%の歳入増が見込まれる。
- ε(弾性値) = -1.3%/12% = -0.11 (>-1) であり、非弾力的。

3. 今後の料金体系

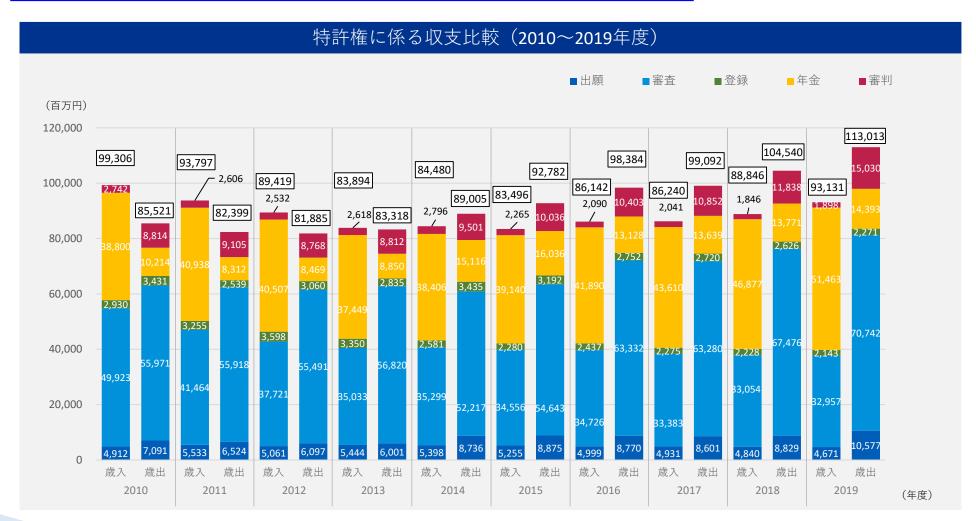
3.1. 現行の料金

3. 2. 料金弾力性

3.3. 料金設定に関する論点

特許権に係る収支比較

● 2014年度以降、歳出が歳入を上回る傾向。全体の収支にも大きく影響。

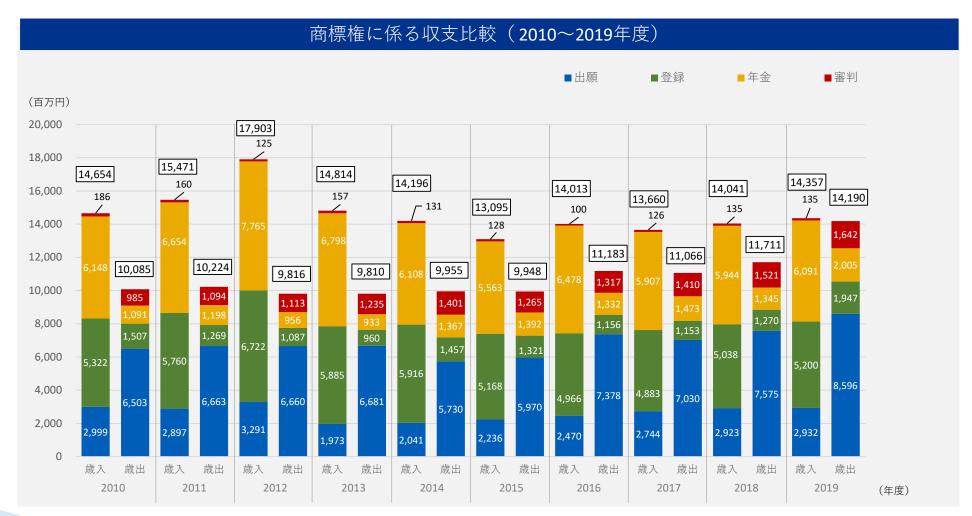


[※]各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

^{※2019}年度は標準原価計算をベースに算定。

商標権に係る収支比較

● 歳入が歳出を上回っているが、黒字幅が縮小。

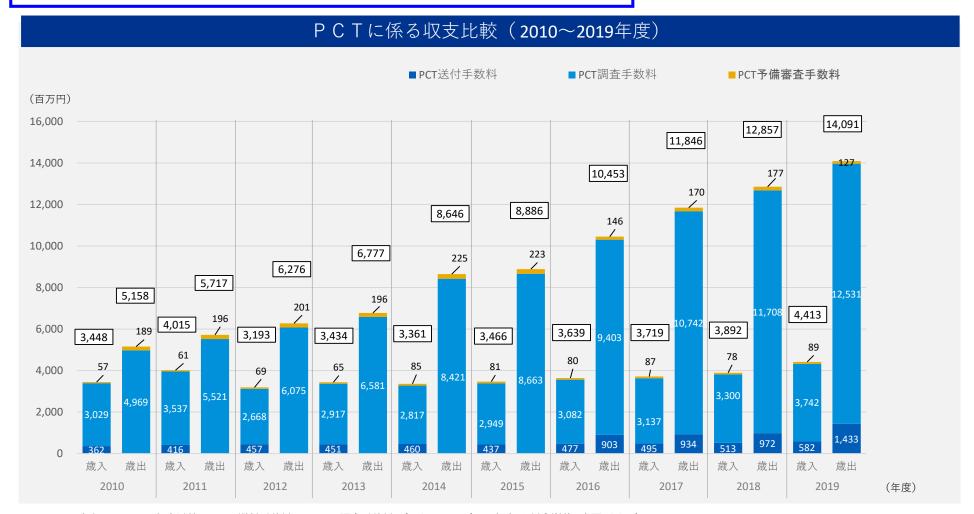


[※]各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

^{※2019}年度は標準原価計算をベースに算定。

PCTに係る収支比較

● 近年のPCT出願増を受けて、赤字幅が大幅に拡大。



- ※歳出におけるH27年度以前のPCT送付手数料は、PCT調査手数料に含まれている。(H28年度より料金単位を変更したため)
- ※各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。
- ※2019年度は標準原価計算をベースに算定。
- ※2019年度歳入内訳については、2018年度の内訳比率で簡便的に按分。

(参考) 企業ヒアリングの結果①

○特許料について:企業・業界の特性により様々な意見がある。

<前半年次を上げた方が良いとの意見>

- 製品のライフサイクルが短くなっている業界もあることから、前半年次の特許料を上げた方が納得感がある
- 1~6年目が仮に3倍になっても、為替変動の影響の方が大きい
- 10年目以降も維持する権利が多いので、10年目以降を値上げされると厳しい

<後半年次を上げた方が良いとの意見>

- 活用されている権利なので、後半年次の特許料が高い方が納得感がある
- 事業化の見通しが立つまでは権利を維持するため、前半年次が安い方がいい。
- 1~6年目の特許権が保有権利全体の多くを占めている(ため、前半年次の値上げは厳しい)

<特許料カーブ全体に関する意見>

- どこかを大きく上げるより、どの年次も同程度上がる方が不公平感がない
- 登録した時点では使うか分からないものが多いので、特許料の累進カーブについては、今のままが良い

(参考)企業ヒアリングの結果②

○商標登録料・更新料について:料金改定の影響は小さいとの意見が多数。

<料金負担に関する意見>

- 特許に比べ件数が少ないため商標関係費用に負担感はなく、料金を上げても影響はない。
- 更新は10年に一度のため、負担感は少ない
- 他国と比べても高額というわけではない
- 権利化しておきたい区分であっても、費用の観点から諦めることがある。
- 維持費の負担は大きいが、登録料・更新料が高くなることで、他人の不使用商標が減るのは良い

(参考)企業ヒアリングの結果③

○PCT手数料について:料金に関わらず、PCTにメリットがあるとの意見が多数。

<PCTの活用実態等に関する意見>

- <u>必要なものを出願することは変わらない</u>
- 複数の国での事業化を検討するにあたり、<u>判断の時間を稼ぐことができる点がメリット</u>。<u>権利化を含めた</u> トータルの金額を見る
- 国際調査により移行する国をスクリーニングでき、トータルでの費用を抑えることができる

<料金負担等に関する意見>

- 件数が少ないため、負担感はない
- 事業化の見込みがあれば大学の負担で各国移行まで行う場合があり、値上げは厳しい
- ・ (大幅な値上げとなる場合、) PCTの代わりに直接出願(パリルート)を行うことになる
- (大幅な値上げとなる場合、) PCTを使うとしても、受理官庁を変えざるを得ないかもしれない

料金設定に関する論点

特許料については、企業により権利の構成や活用の実態が異なり、様々な意見があるが、 引き上げる際に留意する点はないか。

(考慮すべき点の例)

- 特許料の累進率
- ・各技術分野における特許権の現存率
- PCT手数料を引き上げる際に留意する点はないか。

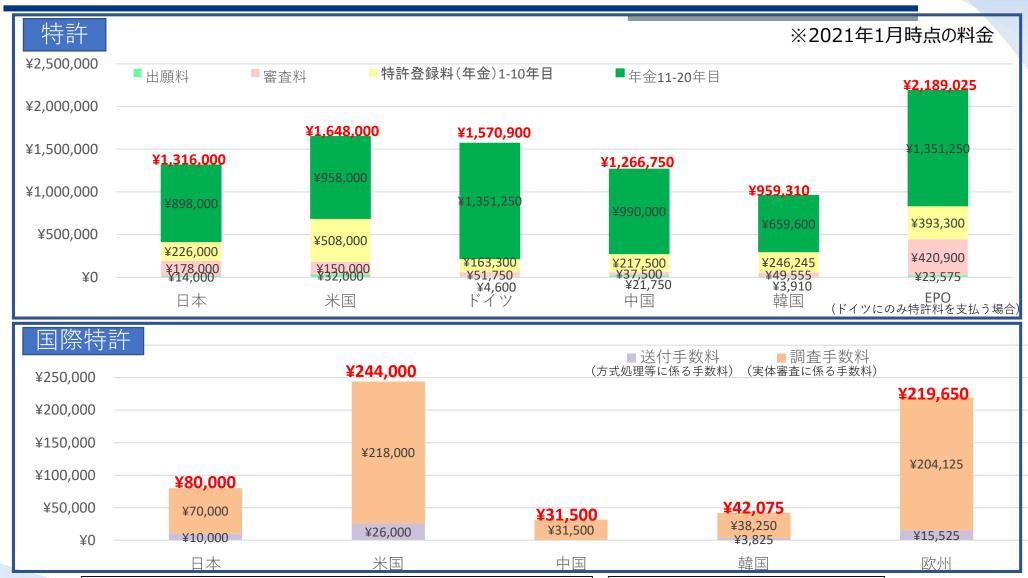
(考慮すべき点の例)

- ・出願動向、セグメント別収支
- ・各国(国内)移行までを含めたプロセス全体や、代替手段(パリルート(PCTを介さない国際出願))とのバランス 等を踏まえた政策的観点
- ・国内移行時の審査請求料の割引やPCT調査手数料の一部返還制度とのバランスを考慮すべきか。
- 商標登録料、更新料を引き上げる際に留意する点はないか。

(考慮すべき点の例)

- ・出願動向、セグメント別収支
- ・審査迅速化やユーザーサービス向上等の政策的観点
- ※歳入全体に占める商標の割合は11%

(参考) 各国の特許・P C T料金水準の比較(出願から権利取得後20年維持する場合の費用)



(特許料金)

特許庁

※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

(PCT料金)※英語出願の場合 日本→16.6万円 中国→3.2万円 韓国→10.6万円

(参考) 各国の特許・P C T料金水準の比較(出願から権利取得後10年維持する場合の費用)





(特許料金)

特許庁

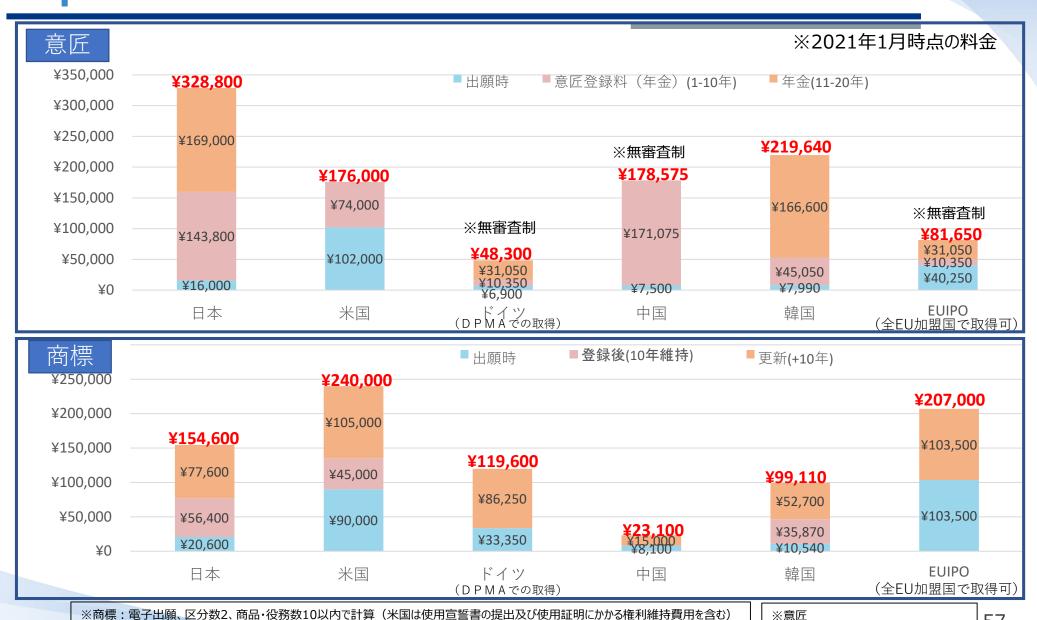
※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

(PCT料金)※英語出願の場合 日本→16.6万円 中国→3.2万円 韓国→10.6万円

(参考) 各国の商標・意匠料金水準の比較(出願から権利取得後20年維持する場合の費用)



特許庁 ※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

※意匠

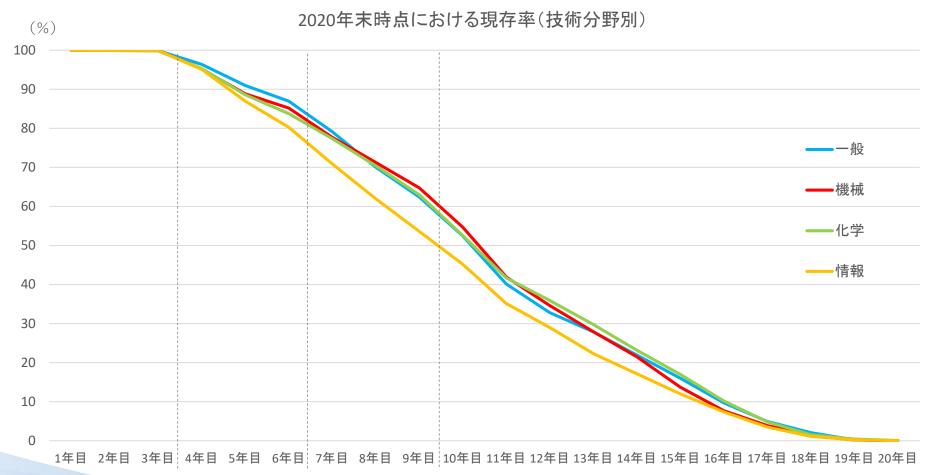
※中国は保護期間が出願から10年

※米国は保護期間が登録日から15年

(参考) 各技術分野における特許権の現存率

情報分野の現存率は、他分野の現存率と比較して全体的に低く、特に、設定登録から7年目以降でその差が大きい(2020年末時点)。

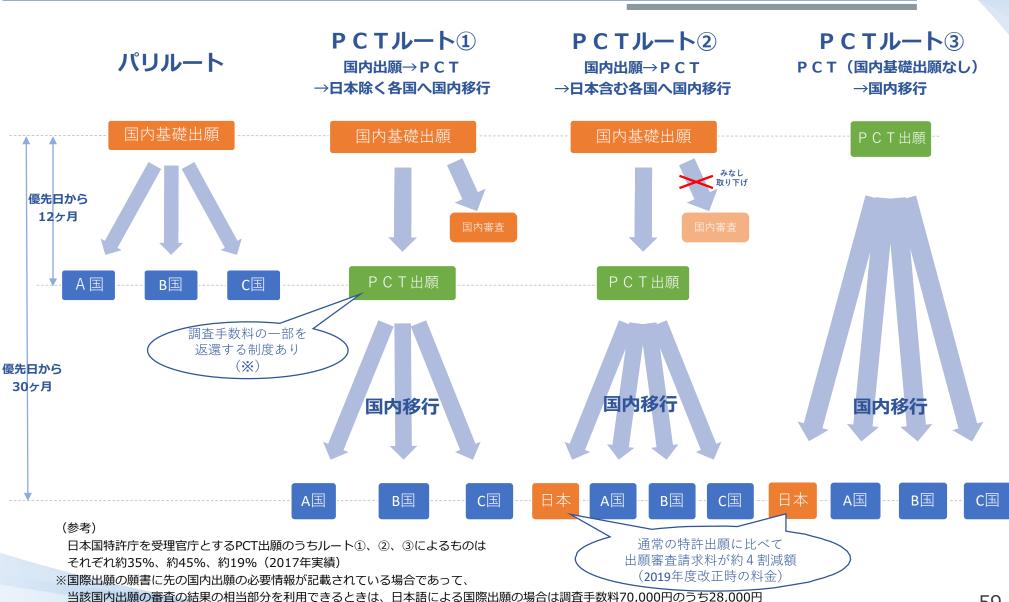
(例えば、設定登録から9年目の特許の現存率は、一般: 62.4%、機械: 64.8%、化学: 63.0%、情報: 53.6%)



(参考) 外国への主な出願ルート

(英語による国際出願の場合は156,000円のうち62,000円)が出願人の請求により返還される。

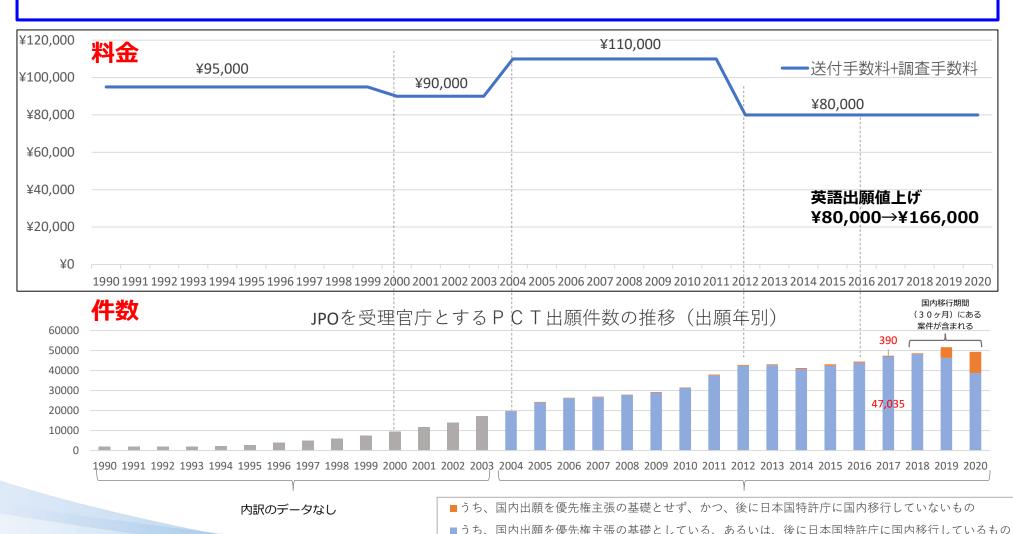
特許庁



59

(参考) 料金変遷と件数推移 ~ P C T ~

- 2003年に一度値上げが行われているものの、件数増加率にほとんど影響はないことからも、値上げを行った場合の影響は少ないと考えられる。
- JPOを受理官庁とするPCT出願のうち、国内出願を優先権主張の基礎とせず、かつ、後に日本国特許庁に国内移行していない出願は1%前後。



4. 今後必要な対応

4. 1. 料金改定後のフォローアップ

料金改定後のフォローアップ

第1回でご意見いただいた、

- 料金弾力性
- 特許権の経済的価値

•

について、料金改定前後の動向を分析して、

フォローアップが可能なように準備しておくべき

